

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和五年埼玉県告示第三百六十六号（川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十五日（火）十時から十二時まで

日高市文化体育館ひだかアリーナ 会議室一

イ 令和五年四月二十五日（火）十三時から十五時まで

飯能市精明地区行政センター二階 第三会議室

ウ 令和五年四月二十五日（火）十六時から十八時まで

鶴ヶ島市西市民センター 第一学習室

エ 令和五年四月二十六日（水）十時から十二時まで

川越市川鶴公民館 会議室三号

オ 令和五年四月二十六日（水）十三時から十五時まで

坂戸市中央公民館 学級室B

カ 令和五年四月二十六日（水）十六時から十八時まで

毛呂山町中央公民館 学習室

三 都市計画決定権者の名称

日高市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため